井森工業㈱　送り出し教育資料

２０１８年２月（改訂）

井森工業株式会社
安全環境課

目　次

■はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

■教育の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

■井森工業の作業所で働く方の心構え
　～送り出し教育の内容～・・・・・・・・・・・　Ｐ３

■教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４～Ｐ１３

■はじめに

「安全施工」は企業が果たすべき社会責務であり、当社は協力会社と連携して安全衛生活動を組織的に実施する事により、働く全ての人々が、安心して、安全にかつ健康的に働くことのできる企業を目指しています。

当社と工事請負契約を結ぶ専門工事業者の皆さんも、当社の安全衛生方針のもと、安全衛生誓約書を取り交わし、それぞれの責任遂行にご尽力頂いている所であります。

建設業が抱える問題として、熟練技能労働者の減少と高齢化、一人親方の増加、未熟練者及び外国人労働者の雇用等が挙げられます。労働災害も年々減少傾向にはあるものの、高齢化してきており、今後ますます高齢化するのではと思われます。また、労働災害で被災した労働者の現場での就労期間を見ると【表２】にあるように、全体の４７．４%、およそ半数の方が入場一週間以内に被災している事がうかがい知ることが出来ます。

原因としては、現場ごとに工事の状況、現場の共通ルール、現場内の危険個所、他の作業との関連性等が異なっており、それらに対するきめ細やかな教育が事前に行われていない、作業員の安全に対する基本知識が十分教育されていない等が挙げられます。

したがって、雇用事業主による**「送り出し教育」**や、元方事業者による**「新規入場者教育」**が、ますます重要になってきております。

【表１】平成２８年度　建設業被災者年齢別死傷災害発生状況（下段平成２７年度）：厚生労働省調べ

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60才以上	合計
建設業	460 536	2,258 2,209	2,642 2,801	3,160 3,206	2,715 2,927	3,823 3,905	15,058 15,584

【表２】平成２２年度　現場入場経過日数、年齢別死亡災害発生状況：厚生労働省調べ

経過日数 / 年齢	初日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	初～7日合計	～1ヶ月	～3ヶ月	～6ヶ月	～1年	1年超え	日数不明	合計	割合（%）
19歳以下	2	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	5	10	2.7
20歳代	6	4	3	2	0	0	2	17	5	5	3	0	0	15	45	12.3
30歳代	12	2	3	2	2	1	1	23	12	6	2	1	0	13	57	15.6
40歳代	7	5	2	2	0	0	1	17	14	6	0	1	1	5	44	12.1
50歳代	19	8	9	6	2	1	1	46	17	7	1	2	0	23	96	26.3
60歳代	31	11	8	2	1	3	4	60	12	10	2	0	0	18	102	27.9
70歳以上	5	0	1	0	0	0	1	7	1	0	0	0	0	2	10	2.7
年齢不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.3
合　計	82	30	26	14	5	5	11	173	63	34	8	4	1	82	365	100.0
割　合(%)	22.5	8.2	7.1	3.8	1.4	1.4	3.0	47.4	17.3	9.3	2.2	1.1	0.3	22.5	100.0	

■教育の種類

自分も仲間も**ケガ**などしないよう

しっかり安全教育受けて、安全作業の心構えを持とう！

作業所に入場するまでに、必ず以下の教育を受けましょう。受けた教育内容、ルールは守りましょう！

①雇い入れ時教育・・・・・雇用事業主

②送り出し教育・・・・・雇用事業主（井森工業様式）

③年少者教育・・・・・雇用事業主（井森工業様式）
※１８歳未満の方は年少者教育を受けてください

④新規入場者教育・・・・・元請事業者（井森工業様式）

■井森工業の作業所で働く方の心構え
～送り出し教育の内容～

①新規入場者教育を受けましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ４
②井森ルールを確認しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ４
③自分は誰の指示で作業を行うのか、職長・作業責任者を確認しましょう・・・・・・・・・・ Ｐ５
④朝礼・安全衛生打合せ・ＫＹＭ・清掃活動に必ず参加しよう・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ５～Ｐ６
⑤保護具の装着を忘れない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７
⑥資格者証を携帯する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７
⑦玉掛用具持ち込み時および使用時の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ８
⑧危険な場所では勝手に作業をしない、近づかない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９
⑨安全設備を無断で絶対取り外さない、無効にしない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ９
⑩万一現場でケガをしたら、体調が悪くなったらすぐに職長に報告しましょう・・・・・・・ Ｐ１０～Ｐ１１
⑪こんな人が事故・災害をおこします・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１１
⑫交通労働災害を防止しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１２
⑬廃棄物の分別などの環境活動のルールを守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ１２～Ｐ１３

※全作業員に上記の①～⑬すべての項目を教育してください。

①新規入場者教育を受けましょう

新規入場者教育を受けた人は、「新規入場者教育修了証」のステッカーをもらって、ヘルメットの見える位置に貼りましょう。

新規入場した初日から７日までは、黄色と緑の初心者マークです。

新規入場から７日が経過したら、黄色と緑の部分を剥がしましょう。
入場から７日以上経過していることがわかります。

②井森ルールを確認しましょう

井森工業では、過去に発生した重大災害を元に、「重機災害」「墜落・転落災害」「クレーン災害」を防止するための対策をそれぞれルール化しています（通称：井森ルール）。ポスターにしていますので新規入場時に確認しましょう。

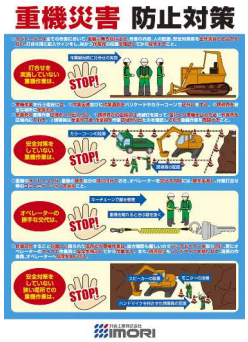

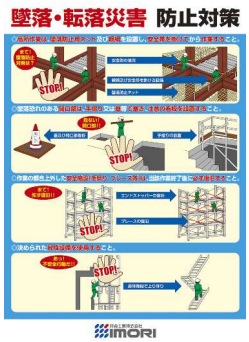

③自分は誰の指示で作業を行うのか、職長・作業責任者を確認しましょう

現場での仕事のキーマンは職長・作業責任者です。

職長・作業責任者は、皆さんを代表して元請や他職種との打合せや調整を行い、自分たちの仕事が安全でスムーズにできるように常に心配りをしています。

自分の職長・作業責任者は誰なのかを確認し、職長・作業責任者の指揮の下に、皆さん全員が力を合わせて立派な工事を仕上げましょう。

※職長・作業責任者は、ヘルメットバンドを着装して下さい。

④朝礼・安全衛生打合せ・ＫＹＭ・清掃活動に必ず参加しよう

■朝礼

１）ラジオ体操で体をほぐす

２）本日の主な作業予定を聞く

３）作業所長の訓話を聞く

４）各班に別れ、ＫＹＭ（危険予知ミーティング）を行う

■安全衛生打合せ

本日作業の手順の確認をします。

１）自分の職長・作業責任者を確認する

２）自分の作業内容を確認する

３）自分の体調等を報告する

■ＫＹＭ（危険予知ミーティング）

職長・作業責任者を中心に、以下のように進めてください。

１）今日の作業で、特にどんな危険があるのか「リスクの見積もり」をする

２）ケガをしない、させないために何をすれば良いか対策を考える

３）対策を行う事でケガをする「リスクが低くなったか評価」する

４）「行動目標」を決め、全員で指差呼称をする

※ミーティング実施者がひとりで進めずに、みんなで話し合いましょう。

職長・作業責任者の指示を受けて納得しない場合は、納得するまで確認してください。

■清掃活動

井森工業は５Ｓを実践します

１）その日の作業終わりには、後片付けをしよう

〇ゴミを集めて所定の場所へ捨てる

〇電源設備を使用した場合には、電源を切る

〇火気を使用した場合には、火元の消火を確認する

〇工具を指定の場所に片付ける、自分の物は持って帰る

２）翌日の為に安全設備の確認をしよう

〇足場のブレース、手摺り、養生ネット等を取り外したままにしていないか

〇立入禁止のロープ、バリケード、看板等を取り外したままにしていないか

〇クレーン、重機、その他の機械の鍵は挿したままになっていないか

※全ての確認が完了したら、必ず職長・作業責任者に報告しましょう！

⑤保護具の装着を忘れない

1）保護帽（墜落・飛来落下兼用対応）

〇亀裂、損傷はないか

※使用開始から３年経過したものは交換しましょう

2）安全帯

〇ロープ・帯に切れ、腐れ等の破損はないか

〇フックにゆがみや変形はないか

※場所によっては、フルハーネスまたは二丁掛けを使用してください

フルハーネス

二丁掛け

3）作業の種類によって必要な保護具（例：健康に有害な作業に使用する保護具）

防じんマスク
（簡易マスク含む）

保護メガネ

耳栓

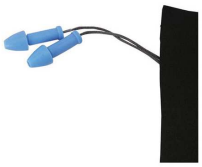

遮光用面

防振手袋

⑥資格証を携帯する

技能講習修了証

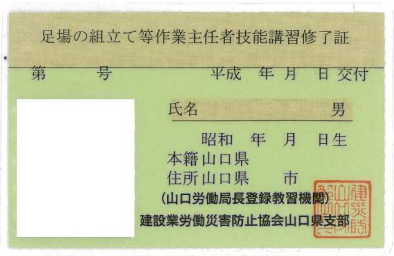

特別教育修了証

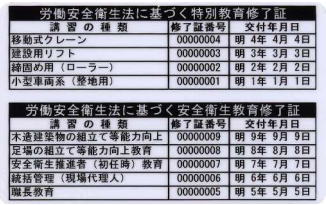

労働安全衛生法に基づく特別教育修了証		
講習の種類	修了証番号	交付年月日
移動式クレーン	00000004	明 4年 4月 4日
建設用リフト	00000003	明 3年 3月 3日
締固め用（ローラー）	00000002	明 2年 2月 2日
小型車両系（整地用）	00000001	明 1年 1月 1日

労働安全衛生法に基づく安全衛生教育修了証		
講習の種類	修了証番号	交付年月日
木造建築物の組立て等能力向上	00000009	明 9年 9月 9日
足場の組立て等能力向上教育	00000008	明 8年 8月 8日
安全衛生推進者（初任時）教育	00000007	明 7年 7月 7日
統括管理（現場代理人）	00000006	明 6年 6月 6日
職長教育	00000005	明 5年 5月 5日

※あなたの仕事で必要な資格は何ですか？今一度確認しましょう！

⑦玉掛用具持ち込み時および使用時の注意点

建設現場では、様々な職種が輻輳して作業をしています。そのため、玉掛用具がどこの会社の物なのか、点検は行われているのかなどの判別できないことがよくあります。自社の玉掛用具を持ち込んで玉掛作業を行う際には、以下の事に注意してください。

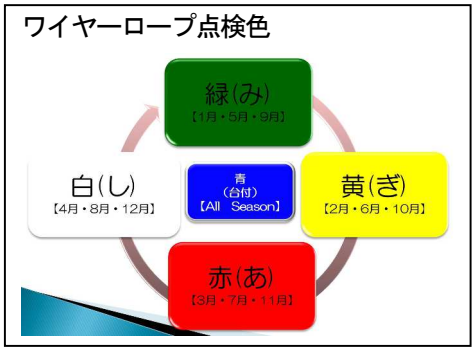

1）ワイヤーロープ

〇使用前に点検表により点検を行ってください

〇当月の点検色を巻いてください

〇台付けワイヤーロープで荷を吊ることはできません

※玉掛ワイヤーと台付けワイヤーの用途の違い

玉掛ワイヤーロープは、クレーン等の吊り具に掛けて荷を吊る

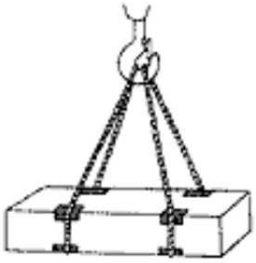

台付けワイヤーロープは、荷綱用、根付け用、牽引用として使用

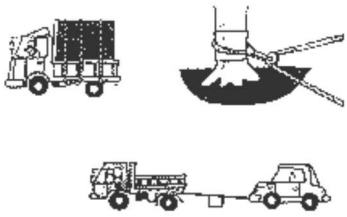

2）ナイロンスリング

〇使用前に点検表により点検を行ってください

〇当月の点検色を巻いてください

※注意事項

タグ表示等がはっきりしているか確認してください

・サイズの表示

・使用開始日

・基本使用荷重の表示

・常時屋外で使用している物については、使用開始後３年を経過していないか

⑧危険な場所では勝手に作業をしない、近づかない！

下記のような場所で作業をする場合、職長・作業責任者の指示を受けてください。

１）電気室

２）有機溶剤を使用する場所（塗装箇所等）

３）外部足場のなくなった屋上やバルコニー

４）照明の暗い部屋

５）換気のしていないピット内、設備シャフト

６）立入禁止設備、手摺り、作業通路の表示等が途中でなくなっている場所

７）積載荷重表示のない足場、スラブ型枠デッキ上、構台ステージ等

８）昇降設備、親綱、手摺り、落下防止ネットのない高所の作業場所

９）汎用機械の作業区域（フォークリフト、油圧ショベル、ユニック車、高所作業車、コンクリートポンプ車）

１０）クレーン・移動式クレーンの揚重作業区域

⑨安全設備を無断で絶対取り外さない、無効にしない

作業の都合上、安全設備や装置を取り外す場合もあると思います。取り外す前に必ず職長の許可を受けましょう。許可を得たら、他の作業員が立ち入らないように「立入禁止措置等」を行ってから作業をしましょう。また、作業が終わったら、安全設備や装置は元に戻しておきましょう。

１）足場のブレース、手摺り、幅木、墜落防止用のネットを取り外した

２）開口部の養生蓋を取り外した

３）立入禁止用のロープ、バリケードを除けた

４）グラインダーや丸ノコのカバーを外して作業を行った

５）移動式クレーンの過巻き防止装置を取り外した、過負荷防止装置をオフにした

※５）は絶対禁止事項です。

⑩万一現場でケガをしたら、体調が悪くなったらすぐに職長に報告しましょう

１）人命第一、現場保存に努めましょう！（大きなケガの場合）

〇「高所から墜落した」「重機に挟まれた」等の大きなケガが発生した場合には、まずは被災者の救助を優先しましょう。必要ならば消防署（１１９）に通報し、救急車やレスキューを呼びましょう。

〇大きなケガの場合、消防署、警察署、労基署の検分が行われます。災害発生場所は立入禁止とし、現場保存に努めましょう。

２）ケガをしたら必ず報告しましょう！（些細なケガの場合）

〇万一、現場でケガをしてしまったら、隠さず正直に職長へ報告しましょう。どんなに些細なケガでも、病院を受診する場合には、健康保険は使えません。

〇報告を受けた職長は、井森工業の職員に必ず報告してください。自分の判断で勝手に病院に受診させないでください。

３）熱中症に注意しましょう！

熱中症も、重症化すれば死に至ります。

熱中症にかからないよう、重症化しないよう次の事を守りましょう。

〇睡眠をしっかりとる

〇翌日の作業に備えて深酒は控える

〇こまめに水分、塩分（スポーツドリンク等）を補給する

〇作業の時間を短くし、涼しい所で休憩をしっかりとる

〇体調異常と思ったら迷わず、職長・作業責任者に報告する

〇熱中症の疑いがある人を一人にしない

〇体調が悪い時は無理をせず休みましょう

4）健康診断を必ず受けて健康管理をしましょう

〇年１回（定期）の健康診断・・・・・全員（雇用事業主が実施）

〇６ヶ月（定期）の健康診断・・・・・特定業務従事者（下記のイ～ハの職種）

イ　振動工具・・・・・削岩工、はつり工
ロ　騒　　音・・・・・削岩工、コンプレッサー工、坑内の作業者
ハ　深夜作業等・・・・長期夜間工事の作業者

〇６ヶ月毎の特殊健康診断・・・・・有害業務従事者（下記のニ～トの職種）

ニ　粉じん・・・・・坑内の作業者、削岩工、アーク溶接工
ホ　石　綿・・・・・石綿の吹き付け又は解体工
ヘ　有機溶剤・・・・塗装工、防水工、タイル工
ト　高気圧・・・・・潜水工、潜函工、圧気シールド工

※診断の結果、有所見者の方は、医師の指示に従った措置を取って下さい。

⑪こんな人が事故・災害をおこします

1）あいさつのできない人

2）横断歩道を渡れない人

3）駅のホームで整列できない人

4）親・兄弟・家族を大切にしない人

5）道具を大切にしない人

6）後片付けの出来ない人

7）タバコのぽい捨てをする人

8）二日酔い、寝不足の人

9）経験、体験のみを優先して融通のきかない人

あなたは大丈夫ですか？

「ルールを守って、あわてずに　今日も元気に　安全作業」

⑫交通労働災害を防止しましょう

１）出発前に必要な点検をし、異常があった場合適切な措置をしてから出発しましょう

２）出発時間等、余裕を持ってスタートしましょう

３）複数人で乗り合わせて現場に向かう場合は、後部座席もシートベルトをしましょう

４）疲労による交通労働災害を防止するため、適正な走行計画で運転者の疲労を軽減しましょう

５）車両運転者について（移動式クレーン等含む）健康診断を確実に実施し、定期的に保健指導をしましょう

６）異常気象（豪雨、路面の積雪、凍結等）や天災の場合、安全の確保を第一にしましょう

７）冬季の自動車通勤は、冬用タイヤを装着して速度を落とし、車間距離を十分とりましょう

⑬廃棄物の分別などの環境活動のルールを守る

１）作業所ごとに廃棄物の分別の種類や保管場所が決められています。廃棄物の容器には、決められたもの以外は入れないで下さい。

安定型産業廃棄物品目	廃棄物の種類
がれき類	コンクリートがら、アスファルトがらなど
ガラスくず・陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず、モルタル、瓦など
廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃ビニール、廃塩ビパイプなど
金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、廃缶類などで鉛を含まないもの
ゴムくず	天然ゴムくず
石綿含有産業廃棄物	スレート波板、石綿含有Ｐタイルなど

管理型産業廃棄物品目	廃棄物の種類
建設汚泥	場所打杭工法、泥水式シールド工法等で生ずる廃泥土・廃泥水
紙くず	包装紙くず、段ボールくず、壁紙くずなど
木くず	解体木くず、伐採材、抜根材、型枠材、内装・建具で使用した残材など
繊維くず	廃ウエス、縄くず、ロープ類のくずなど
廃石膏ボード	廃石膏ボード
廃油	タールピッチ類、防水アスファルト、廃重油など
石綿含有産業廃棄物	石綿含有吸音板と下貼りの石膏ボードが一体となっているもの

特別管理産業廃棄物品目	廃棄物の種類
廃石綿等	石綿含有吹付材、保温材、耐熱材、耐火被覆など
廃酸、廃アルカリ	ｐＨ２．０以下の酸性廃液、ｐＨ１２．５以上のアルカリ性廃液
ＰＣＢ	廃ＰＣＢ、ＰＣＢ汚染物など

※食事の残さ及び弁当がらは持ち帰ってください

２）無駄をなくす

〇不要な照明、交流アーク溶接機電源などを切る

〇作業時、作業終了時の電源ＯＮ・ＯＦＦを徹底する

〇車両の空ぶかしをしない、アイドリングストップを行う

３）騒音や振動の発生、工事用車両の出入りなどで近隣へ迷惑をかけない